

本調査の背景・目的

【背景】 「活動火山対策特別措置法」改正 (平成27年12月施行)

登山者を含めた対策が必要であること等の御嶽山噴火 (平成26年9月) の教訓、個々の火山の特性を考慮することが必要であるという火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策を強化

〈主な内容〉

- ✓ 国が監視・観測体制の充実が必要な火山として選定した50火山のうち、住民や登山者等が存在する49火山の影響を受ける地域を火山災害警戒地域に指定 (23都道府県・167市町村 (延べ190市町村))
- ✓ 警戒地域に指定された都道府県・市町村では、火山防災に関する一連の警戒避難体制に関する事項 (避難計画) を作成し、各地域防災計画に記載することが義務付け



【目的】 火山防災対策を一層推進する観点から、国・地方公共団体における対策の取組状況を調査

本調査における取組

① 新たな調査のバリエーション

- ✓ 各火山の特性、地域性等を十分踏まえた調査とするため、全国一斉ではなく、数火山ずつ調査 (第1弾として、大雪山・霧島山を調査)

② 地域単位での調査結果の速やかな公表

- ✓ 実地調査を担当した九州管区行政評価局において、霧島山の調査結果を取りまとめ・公表

◆引き続き、他の火山を調査予定。第1弾調査を踏まえ、調査事項の重点化、問題意識の掘り下げ等を図る。

◆調査の途上における関係府省との問題意識の共有

